

【契約書別紙】

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和7年4月1日現在＞

1 事業者の概要

名 称・法人種別	社会福祉法人 飯島町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会 長 箕 浦 税 夫
所 在 地	上伊那郡飯島町飯島2551 石楠花苑
電 話 番 号	0265-86-5511
営業所数等	居宅介護支援 1ヵ所 訪問介護 1ヵ所 通所介護 1ヵ所

2 飯島町社協指定居宅介護支援事業所の概要

① 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	飯島町社協指定居宅介護支援事業所
所 在 地	長野県上伊那郡飯島町飯島2551番地
介護保険指定番号	2072400035
サービスを提供する地域	飯島町内全域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

②同事業所の職員体制

職 名	常 勤	業 務 内 容	計
管 理 者	1名	事 業 所 の 統 括	1名
介護支援専門員	5名	居宅サービス計画作成	5名

③営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（但し国民の祝日と12/29～1/3を除く）
営 業 時 間	午前8時30分 ～ 午後5時30分

※緊急連絡先 090-4230-5341

3 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

窓 口 飯島町地域福祉センター石楠花苑

電 話 0265-86-6686 (午前8時30分～午後5時30分まで)

24時間連絡体制 夜間・休日の緊急連絡先 090-4230-5341

4 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 基本方針

- ①要介護者と家族の皆さんの「意思と人格」を最大限に尊重することを基本に、常に利用される方の立場に立ったプラン作りのお手伝いをさせていただきます。
- ②生活上のあらゆる相談に応じ、利用者と共に考え心の通うサービスを心がけます。

(2) 特徴

- ①「居宅介護サービス計画ガイドライン」によるアセスメントを行います。
- ②パソコンシステム導入とサービス提供事業者とのネットワークにより、常に迅速で正確な情報提供と一環したサービスの管理と運営でお手伝いさせていただきます。
- ③介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を設けています。
- ④飯島町の郷土で安心して自立した生活が送れるよう、地域のあらゆる社会的資源(サービス)とタイアップしながら、適切なサービスが提供されるようお手伝いさせていただきます。

(3) サービス利用のために

- ①介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

5 居宅介護支援の内容・提供方法

(1) 居宅サービス計画の作成

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、確認を受けます。
- ⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(2) 経過観察・再評価

- ①利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。

- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

6 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

※但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき要介護度に応じて下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日飯島町の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

要介護1・2 = 10,860円	要介護3～5 = 14,110円
------------------	------------------

(2) 特定事業所加算

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施し地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とし特定事業所加算を算定いたします。

但し、利用者の負担はありません。

特定事業所加算(Ⅲ) = 3,230円

* 前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合等
当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の利用状況は別紙のとおりです。

(3) 交通費

前記2の①のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねする為の交通費の実費が必要です。(自動車を利用した場合は1km当たり40円で積算した額)

(4) 利用料金の変更

サービス利用料金は介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

(5) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

(6) ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者
に提供した場合に算定します。

月 4000 円

(7) 通院時情報連携加算

病院又は診療所にて診察を受ける時に必要に応じて、介護支援専門員が同席し、
必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計
画に記録した際に算定します。

月 500 円(一人につき 1 月に 1 回を限度)

7 事業者の義務（契約書第 10 条、13 条参照）

(1) 守秘義務について

- ①事業者及び介護支援専門員は、在職中に知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。尚、この守秘義務は本契約を終了した後、又介護支援専門員の職を退いた後についても継続します。
- ②前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を事前に文書により得た上で、利用者及びその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(2) 事故発生時の対応について

- ①事業者は、緊急時の連絡先を確認するなど、連絡体制の確保に努めます。
- ②事故が発生した場合は、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行います。

(3) 虐待の通報について

- ①事業者は、高齢者虐待防止法第 7 条に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(4) 医療と介護の連携強化について

- ①入院時における医療機関との連携促進の観点から、居宅介護支援の提供にあたり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう求めるものとします。
- ②利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされており、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書の交付を行います。
- ③介護サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

(5) 公正中立なケアマネジメントの確保（契約時の説明等）について

- ①利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者は居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明するものとし、これらに違反した場合は報酬の減算を行います。

(6) 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携について

- ①障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者は特定相談支援事業者との連携に努めていくものとしします。

(7) ハラスメント対策について

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所ご利用者さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

<u>社会福祉法人飯島町社会福祉協議会</u>	担当	伊藤 鑑
	電話	0 2 6 5－8 6－5 5 1 1
	FAX	0 2 6 5－8 6－5 6 5 7

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。

ご契約者(利用者)は、苦情やご意見を「第三者委員」に相談することもできます。

<u>第三者委員</u>			
委 員	松崎 充恵	飯島町田切 2875（追引）	電話 8 6－2 2 4 5
	武 田 明	飯島町飯島 2347-1(南仲町)	電話 8 6－3 2 0 7
	西村 長子	飯島町七久保 484-8(南街道)	電話 8 6－4 8 2 9

(3) その他

当事業所・第三者委員以外に、町役場及び国保連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

<u>市町村名</u>	<u>飯島町</u>	担当	健康福祉課 高齢者福祉係
		電話	0 2 6 5－8 6－3 1 1 1
<u>長野県国民健康保険団体連合会</u>		担当	介 護 保 険 課
		電話	0 2 6－2 3 8－1 5 5 5

9 その他

(1) サービスご利用に際してのお願い

- ① 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に本人の同意を受けてください。
- ② ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

(2) サービス利用にあたっての禁止事項について

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。